

促進協ニュース

発行：座間市基地返還促進等市民連絡協議会 発行日：平成 24 年 1 月 25 日 事務局：座間市特定政策推進室 046-252-8307 (直通)
http://www.city.zama.kanagawa.jp/

第 10 回役員会を開催

昨年の 12 月 27 日に本協議会の第 10 回役員会が座間市役所で開催されました。

役員会では、座間市自治会総連合会の役員変更及び市議会の役員改選に伴う役員の変更が報告された後、議題として 12 月 26 日に国と市との協議機関である「キャンプ座間に関する協議会」の第 10 回幹事会の協議内容の報告が市からなされました。(内容の詳細については、裏面参照)

《会議要旨》

まず市から、「キャンプ座間の一部土地約 5.4ha の返還について、10 月 31 日開催の日米合同委員会で基本合意がなされ、国が必要な施設の整備を行った後に正式に返還がされることになりました。市にとりましては、返還跡地利用構想の具体化、特に病院誘致に向けての第 1 段階のクリアがなされた」と認識しています。しかしながら、病院誘致につきましては病床過剰地域の解消、そして、病床数の確保というさらに一段高いハードルがあります。今後とも不退転の決意をもって、その具体化に取り組んでまいります。

一方、返還地に近接する現消防庁舎は昭和 45 年の建

設で老朽化しつつあり、建て替えは以前からの課題でした。加えて東日本大震災の発災により、防災拠点としての消防庁舎の建設が強く求められ、また、昨年 12 月には海老名・綾瀬・座間の 3 市による消防司令業務の共同運用に向けての協



第 10 回役員会の様子

議会が発足するなど、消防庁舎の在り方についても一定の方向性が見えてきました。そうした中で、新消防庁舎の建設計画について総合的な観点から検討を進め、消防業務に支障をきたすことなく建設できることや病院との連携、県道への出入り等からも返還地に新消防庁舎を建設することが望ましいとの考えに至り、国に対し新消防庁舎の建設を含む跡地利用構想の見直しの可能性について投げかけたところでした。これに対しての感触を探りながら、今後の対応を図ってまいりたいと考えています。さらに座間市が特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付対象になりました。」などの報告があり、その後、様々な質疑応答がされました。

キャンプ座間返還地日米での返還基本合意成る！！

《合意内容》

平成 18 年 5 月の日米安全保障協議委員会で承認された「再編の実施のための日米ロードマップ」に基づく、キャンプ座間の一部土地（1.1ha と追加的な土地約 4.3ha）約 5.4ha の返還について、日米合同委員会の承認を得たものである。

※赤色で示した部分が返還の合意がされた土地

(左図)

10 月 31 日に山本南関東防衛局長から遠藤市長に対し、「本日の日米合同委員会で「再編の実施のための日米ロードマップ」に基づく、キャンプ座間の一部土地（1.1ha と追加的な土地約 4.3ha の計約 5.4 ha）の返還について、日米間で合意に達した」との報告がされました。

今回の合意により国が行う条件整備が完了した後、正式に返還がされます。

市では、跡地利用の具体化を推進するため、条件整備の早期完了等を国へ求めていくとのことです。

《特定防衛施設周辺整備調整交付金が交付される》

市が長年にわたって国に求めていた「防衛施設周辺生活環境の整備等に関する法律第 9 条に係る特定防衛施設関連市町村の指定」について、昨年 10 月にキャンプ座間が特定防衛施設として、また、座間市が特定防衛施設関連市町村として指定されました。これにより特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付対象になり、毎年度継続して一定額の交付金が交付されます。初年度の平成 23 年度には 5,850 万 2000 円の交付が決定され、市では基地負担に対する軽減措置の一つと受け止め、この交付金を効果的に活用していくとのことです。

